

## 西宮市産休等代替職員費補助金交付要綱

(目的)

第1条 民間児童福祉施設等の職員が出産又は傷病（以下「出産等」という。）のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための代替職員を当該児童福祉施設等（以下「施設等」という。）の設置者が臨時的に雇用し、市がその所要経費を負担することによって、産休等職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設等における児童等の処遇を確保する。

(補助対象となる者)

第2条 次に掲げる市内所在の民間社会福祉施設を設置し、又は経営する者。ただし、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会及び社会福祉法人西宮市社会福祉事業団を除く。

- (1) 保育所
- (2) 児童養護施設
- (3) 幼保連携型認定こども園
- (4) 母子生活支援施設

(補助事業の対象となる経費)

第3条 次の各号に掲げるすべての要件を満たす職員の職務を行わせるために、施設等の設置者が常勤の職員を雇用するために必要な賃金

- (1) 職種が、保育士、看護師、介護職員、保健師、寮母、児童生活支援員、指導員（児童指導員、生活指導員、母子支援員、職業指導員等）、セラピスト（作業療法士、理学療法士等）、心理療法担当職員、栄養士又は調理員である者。
- (2) 出産等のため31日以上療養を必要とする者。
- (3) 産休等代替職員が任用される休暇期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額の支給を受ける者。

(補助金の額)

第4条 第1号に規定する市が承認した任用期間の範囲内で、法人等が定めた就業規則等に基づく1日の標準勤務時間（概ね8時間）を単位として勤務した日数に、第2号で定める日額単価（施設等がこれより低い単価で支払ったときは、その額）を乗じて得られた額とする。

(1) 任用期間

産休等職員の職務を行わせるため、次の期間を産休等代替職員の任用期間の限度とする。ただし、前条に規定する賃金の支払がない期間がある場合は、任用期間から除く。

ア 職員が出産する場合（以下「産休の場合」という。）

職員の出産予定日の8週間（多児妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から産後8週間を経過するまでの期間

イ 職員が傷病のため31日以上継続する療養を必要とする場合（以下「病休の場合」という。）

職員が休暇を開始して7日経過した日（8日目）から89日経過した日（90日目）までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間。

(2) 日額単価

5,900円とする。ただし、遅刻、早退又は職員の勤務体制等の関係から8時間に満たない半日程度（実労働時間が4時間以上）の勤務の場合は、この2分の1の額とする。

(交付の手続)

第5条 補助金の交付手続は補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）の定めによるもののほか、西宮市産休等代替職員費補助金交付要領に定めるところにより行う。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から実施する。ただし、平成20年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年3月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。